LAW AND HUMAN SCIENCES

法と人間科学通信

2012 年 9 月号

Vol. 1

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」・事務局

◆ 目　次

■ NL/HP 情報インデックス～活動報告～ ---------- 1
■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「法と人間科学」に期待するもの
―少年鑑別所の実務から―
札幌少年鑑別所　竹田　収
■ 研究アゴラ ---------- 3
おすすめの 1 冊
『リーガル・ライティング』（日本評論社）
成城大学　法学部　指宿　信
■行事予定と事務局からのお知らせ ---------- 3

巻頭歳時記

北海道の夏は例年短いのですが、今年は 9 月でも 30 度を超える異例の長い夏となっています。写真は北大の文系棟からほど近い大野池で涼む鴨たちです。

9 月 14 日の実務家研修は多様な職種の実務家諸氏にご参加頂き、懇親会での異業種交流も有意義なものとなりましたこと、支援室のスタッフより心からお礼申し上げます。10 月には領域内シンポジウム、全体会議が控えます。本年度より新たに公募班 8 班も加わったので、より融合的なイベントとなりますよう、事務局としてバックアップしていきます。尚、今号からスタートした「法と人間科学通信」も HP に掲載します。ニューズレター、HP と併せて情報交換の場としてご活用お願い致します。（事務局・高橋）

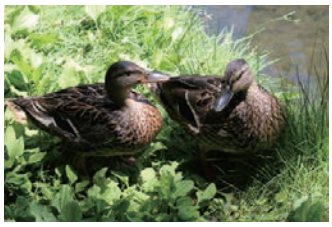

NL/HP 情報インデックス～活動報告～

■ ニューズレター Vol. 2

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

9 月初旬に、総括班より当領域の活動を報告するニューズレターの Vol.2 を発行致しましたので、下記に目次をご紹介致します。ご用命がありましたら、総括班までお問い合わせください。また、当領域 HP からもダウンロードできますので、そちらも合わせてご活用ください。

- **[巻頭特集] 公募班メンバーの紹介**
- **2012 年度第 1 回実務家研修レポート**
- **［連載］ヨーロッパ裁判視察記 第 1 回**
- **各班からのレポート（厳島班、櫻井班、指宿班）**
- **イベントレポート（ルトゥルミー先生講演会など）**
- **イベントカレンダーとお知らせ**

2012 年度第 1 回実務家研修の様子
4 名の講師による研修のコーディネータである唐沢先生がレポート

ストックホルム裁判所
vol.2 と vol.3 の 2 号に亘っての、原先生のヨーロッパ裁判所視察レポート

■ ホームページ（お知らせ・イベント）

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

※ホームページへの掲載情報のご提供よろしくお願いします。

●ニューズレター vol.2 をアップしました
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/newsletter/

●「札幌法と心理学研究会」9/26（水）開催予定
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/273/

● 2012 年度 第 2 回全体会議開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/287/

●法と人間科学・領域内シンポジウム開催概要決定
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/284/

●法と人間科学・大シンポジウム開催日程決定
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/285/

● 8/24 科学新聞に「法と人間科学」が掲載されました
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/281/

● 2012 年度年間行事予定を更新しました
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/282/

実務家と研究者のクロスセクション

「法と人間科学」に期待するもの

―少年鑑別所の実務から―

札幌少年鑑別所　竹　田　　収

少年鑑別所という法務省の現場で，「資質鑑別」（以下，単に「鑑別」と表記します。）という実務に携わっています。少年鑑別所は，少年審判手続の中で，家庭裁判所から審判を控えた非行のある少年を預った上で，彼らの心身の状況を把握し，非行につながっている彼ら自身の問題や環境との相互作用から生じている問題，そして少年の持つ可能性や引き出しうる潜在力等を見極め，これらをもとに，非行のないより健全な成長発達に向けて彼らを処遇するための方針を策定して，これを家庭裁判所に通知する，といった役割を担っています。

こうした鑑別の実務は，家庭裁判所調査官が担ういわゆる「社会調査」等と同様に，最も直接に法，法律実務家との協働を要求される心理臨床領域であると思っています。鑑別の実務では，面接や心理検査，種々の場面での行動観察等，人間科学に基礎を置く様々な手法によって得られた資料を重ね焼きしつつ，少年たちの内的な世界や彼らから見た周りの世界を追体験すること，そしてこれらを「法」の世界に届くような言葉にしていくことが大きな課題となります。人間の混沌とした心理的な体験を丸ごとにとらえ，これを言葉や法という第三者の世界に向けて accountable，reasonable な形に移し替えていくことは，そもそも不可能に近いのかもしれません。だからこそ，この実務に携わる者としては，「少年の体験をそのままの姿で汲み取っているか」，「少年との関係の中で自分自身に生じた体験を曇りなく掬い取っているか」，また，「そうした体験が，歪みなく，しかも伝わる言葉で再構成されているか」といったことへの不断の自問・自省が必要であると感じています。

現在，司法制度が改変期にあるのみならず，私たちの職域でも，「少年鑑別所法」立法への動きなど，新たな体制での実務が求められようとしています。この動きへの契機のひとつとなった平成２２年１２月の「少年矯正を考える有識者会議」の提言においては，少年矯正を担う少年院と少年鑑別所が，その業務について「実証的な知見によって不断に自らを検証し，自らの専門性をもって必要な修正を加える」こと等が改めて要請されていますが，こうした中で，鑑別の在り方への継続的な自己検証とそれに基づく脱構築と再構築が，今後一層重要になってくるものと考えています。

さて，新学術領域「法と人間科学」プロジェクトの様々な取組を見ますと，被疑者面接技法や子どもへの司法面接，犯罪者・非行少年処遇などを始めとして，自分が携わる実務に近接した課題について，法の世界，人間科学の世界に足場を持つ研究者と実務家が，お互いの地平の共有に向けて協働する基盤が整いつつあるように感じます。

もちろん，既にプロジェクトのテーマとなっている，捜査・公判といった局面での，犯罪の歴史的事実を正しく探索・確定するためのコミュニケーションと，私たちの実務である鑑別面接や心理検査場面での少年たちとのコミュニケーションとはいささか目的を異にしており，そのあるべき形にも違いがあると考えます。例えば，対象者と面接者が対話の中で共同して体験を想起し，これを言葉に構成していくプロセスを考えても，このプロセスの焦点が体験の事実的な側面にあるか意味的な側面にあるか等によって，面接者の取るべき役割，面接者が人間として不可避的に備える個性や主観性の占めるべき位置，ひいては面接の流れもかなり異なってくるでしょう。しかし，「人間の体験をありのままにとらえ，法の公正な判断に向けてこれを伝える」といった点においては，おそらく深く通底していると思われます。

「法と人間科学」における種々の研究活動によって，「規範」と「事実」との間が，また「研究」と「実務」との間が捩れなく橋渡しされ，同時に，「鑑別」の実務を reflect する契機と方法が得られるのではないか，そんな期待を強く抱きながら関心を向けています。

研究アゴラ

おすすめの 1 冊
『リーガル・ライティング』

成城大学　指宿　信

せっかく拙著の宣伝の機会をいただいたので、法学以外の分野の方が多いこの新学術領域であるから、分野を超えて紹介する価のあるものをと考えて、この一冊を選んだ。

日本の法律学では「論文」の書き方について体系的教育はなされていない（と思う）。学部はおろか大学院でも「論文執筆法」などという科目を用意するところはないだろう。ここで言う論文とは学術論文のそれを言い、司法試験の「論文」試験とは別物だ。「論文」試験とは、何らかの事例を与えられた上で、判例や法令の中から適切な「規範」を導き出してそれらを与えられた事実に当てはめて法的結論を導き出す作業である。ロースクール教育とは、基本的にその訓練を積ませる場と言ってよい。これに対して、法学研究論文の場合、著者の主張について法令や判例に関する学説上の解釈論や比較法的、歴史的資料によって論証しようとするものが多い。二つの「論文」の違いはとても大きい。それにしても、法律学では研究論文執筆のためのガイドはとても少なかった。これまでは弟子入りのように徒弟制度としてノウハウが受け継がれてきたと言えるだろう。

本書は、良い法律論文とはどういったものか、そこに到達するためには何が必要か、といったことについて具体的に、明快に説明する。とりわけ著者は、一貫して米国の法律論文紀要市場において上位にランクされる雑誌に掲載されることを（市場での評価が高いことを）論文執筆の目標に置く。このことは論議を呼ぶことだろう。つまり、市場性の低い論文は価値がない、とされてしまう危険性を伴うからだ。だが、著者はそうした場合には専門雑誌で高い評価を受けているジャーナルに投稿することを勧め、ともかく読者をたくさん獲得できる媒体で論文を刊行するよう動機付ける。読まれない論文は意味がない、と考えるのだ。その一貫した姿勢はすがすがしいほどである。もう一つの本書の特徴は論証スタイルである。コンピュータ工学から法律学に入った著者は、プログラミングの手法を論証に応用し、明快で説得的な論文を書くコツを惜しげもなく披露する。実際の論文から採った悪例の紹介もわかりやすい。これもまた痛快である。（了）

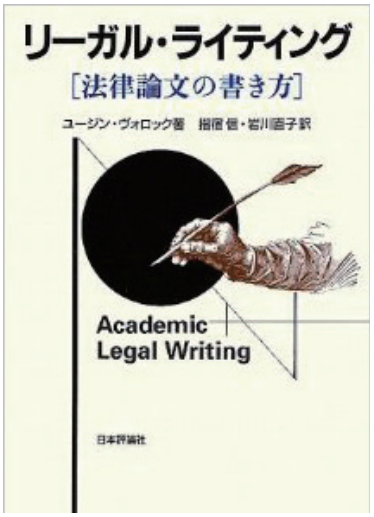

行事予定

'12 年 10 月～ '13 年 3 月

- 10/19　**H24 年度第 2 回全体会議**［青山学院大学］
- 10/19　**「法と人間科学」領域内シンポジウム**［青山学院大学］
- 10/20 ～ 21　**法と心理学会　第 13 回心理学会**［武蔵野美術大学］
- 10/27 ～ 28　**日本犯罪社会学会　第 39 回大会**［一橋大学］
- 12/ 8　**法と精神医療学会　第 28 回大会**［慶應技術大学］

----- 2013 年 -----

- 1/12　**「法と人間科学」大シンポジウム**［東京商工会議所］
- 3/ 3　**模擬裁判**［秋田］
- 3/15 ～ 17※　**日本発達心理学会　第 24 回大会**［明治学院大学］

※ニューズレター掲載の日程から変更になりましたので、ご注意ください。

事務局からのお知らせ

10 月 19 日（金）ご参加よろしくお願いします！

青山学院大学・青山キャンパス 17 号館 4 階 17406 教室（東京）にて、下記 2 大イベントを開催します。領域内シンポジウムは、領域の共通認識とこれからの課題を共有するための重要な位置づけとなりますので，当領域メンバーは是非ご参加ください。

■［非公開］「法と人間科学」H24 年度 第 2 回全体会議
- 開催時間：11 時～ 12 時

■［限定公開※］「法と人間科学」領域内シンポジウム
「（仮）法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」
- 開催時間：13 時～ 16 時 30 分
- 詳細は HP をご覧ください >>
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/284/

※原則として当領域メンバーと法と心理学会関係者を対象とします。

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 2

2012 年 12 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」・総括支援室

◆ 目　次

■ 総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス ---------- 1

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「独り仕事」についての独り言
東京農工大学大学院・工学研究院　守　一雄

■ 研究アゴラ ---------- 3
論文紹介
「想起の形式と体験質：記憶の再構成を実験的に検討する」
札幌学院大学　森　直久

■総括支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定 ---------- 3

巻頭歳時記

札幌は、30 年ぶりの遅い初雪となりましたが、秋には、暑い夏と急な寒波到来のおかげで、ひときわ美しい紅葉を見ることができました。

さて、10 月には領域内シンポジウム、全体会議が開催され、領域について活発な議論が展開されました。寒くなる季節とは逆に、本領域のエンジンはどんどん暖まっています。来年 1 月 12 日には、東京にて、一般公開の大規模なシンポジウムが開催されますので、領域メンバーおよび関係者には、奮ってご参加頂くと共に、関係者にお声かけお願いいたします。3 月 3 日には、当領域の活動の柱の 1 つである模擬裁判が秋田で開催されます。そして、その前日は領域合宿で、本年度の成果報告と次年度以降の活動計画の立案と、年度末までまさしく「師走」が続きそうです。（総括支援室・高橋）

総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス

お知らせ

「法と人間科学」公開シンポジウム

法と人間科学という学融的領域が切り開く未来

1 月 12 日（土）13:30 ～ 15:30
東京商工会議所国際会議場（東京駅から徒歩 10 分）

が開催されます。ご参加よろしくお願いします！

本シンポジウムは、領域の背景となる学際領域の過去から現在の軌跡をたどりながら、領域が目指す未来への目標について講演形式で展開するシンポジウムです。当領域メンバーおよび関連分野の方々やご興味のある方のご参加を心よりお待ちします。

・詳細は HP をご覧ください >>
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/285
・地図はこちらをご覧ください >>
http://www.tokyo-cci.or.jp/facility/access/

■ ホームページ（お知らせ・イベント）

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

● 2012 年度 模擬裁判・シンポジウムのお知らせ
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/297/

●法と人間科学・公開シンポジウム開催のお知らせ
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/285/

● 2012 年 12 月 札幌法と心理研究会開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/298/

● 2012 年 11 月 札幌法と心理研究会開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/294/

● 2012 年 日中韓合同セミナー開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/295/

●法と人間科学・領域内シンポジウム開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/284/

● 2012 年度 第 1 回総括班会議 と 第 2 回全体会議の開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/287/

＊各 URL は、ハイパーリンクになっています。URL をクリックすると、その URL サイトが開きます。

実務家と研究者のクロスセクション

「独り仕事」についての独り言

東京農工大学大学院・工学研究院　　守　一雄

SARMAC の Executive Director になってから 1 年が経とうとしています。SARMAC というのは Society for Applied Research in Memory and Cognition という学会の略称で、日本ではサルマックと呼んでいます。学会名を忠実に翻訳すれば「記憶と認知についての応用研究のための学会」ということなので、記憶認知応用研究学会とすることが多いのですが、応用認知記憶学会と呼ばれることもあります。記憶と認知についての応用研究といっても、実は「目撃記憶学会」じゃないかと揶揄されるほどで、目撃記憶を初めとする犯罪捜査や司法への応用の研究が主流を占めています。というわけで、日本の学会の中でどこが一番関連が深いかと言えば、「法と心理学会」ということになります。そして、この新学術領域「法と人間科学」とも関連が深いことにもなり、ここで紹介させていただいている次第です。

どんな研究者がこの学会に参加しているのかや、その主だった活動はホームページもありますから (http://www.sarmac.org/)、そちらをご覧いただくことにして、今回はちょっとこの学会の裏側のお話をしたいと思います。というのは冒頭にも書いたように今年 (2012 年) から Executive Director をやることになって、学会の内部を知る機会が得られたからです。おっちょこちょいな性格のため、Executive Director とはいったいどんな役職なのかもよくわからないまま、無謀にも立候補して当選してしまったのですが、職についてみるとどうやら日本の学会における事務局長という感じです。そして、学会の President（会長／理事長）と Secretary-Treasurer（出納長）とで 3 役となります。Governing Board（理事会）に理事が 12 人いますが、会長と出納長は理事を兼ねる一方、事務局長は理事ではない位置づけです。

さてここからが裏事情となるわけですが、理事は隔年で開かれる定期大会でしか顔を会わせることはなく、すべての審議はメールで済ませます。というより、めったに審議もしません。基本的に私（事務局長）にお任せということです。やり方がわからない時だけ、会長や出納長、そして前任の事務局長にメールで問い合わせるだけで、あとは私が自分の判断でやればいいわけです。それでやれるのかと心配になったりもしたのですが、「勝手にやらせておいて、マズいことになった時だけ『それはマズいよ』と言う」というこのやり方は、きわめて効率的です。そもそも、会長はニュージーランド（日本との時差 + 4 時間）、出納長はアメリカ・ネブラスカ州（時差－ 15 時間）、事務局長は日本と、この 3 人だけでも Skype の会議さえできません。日本の多くの学会のように「東京に集まって会議」なんてことは、もともと不可能なのです。

これは以前から気づいていたことですが、ジャーナルのエディタの仕事も同様です。一人のエディタが勝手にやっていて、Editorial Board はあっても、編集委員会で集まって審議するようなことはしません。だって、編集委員が集まれるはずがないんですから。ところが、日本の学会の多くは・・・おっと、この話はまた別の機会に。

（事務局長・会長 Maryanne Garry・出納長 Bob Belli とその他 10 人の理事たち）

研究アゴラ

論文紹介

「想起の形式と体験質：記憶の再構成を実験的に検討する」

Styles of remembering and types of experience: An experimental investigation of reconstructive memory.
Integrative Psychological and Behavioral Science, 42, 291-314.

札幌学院大学　　森　直久

2009 年 DNA 再鑑定によって、元服役囚の無実が確定した足利事件は、我々にとっても重要な事件であった。本件の控訴審で弁護団から依頼された、被告人自白の信用性鑑定を通じ、個別の供述者の体験の存否を問う方法への道が開けたからである。

心理学実験によって得られた知見は、ある条件下にある集団に対しては妥当であるものの、個々の人間に対しては確率的な示唆を与えるにとどまるゆえ、特定の供述者の評価が求められた場合決定力に欠ける。個別性へのアプローチとしては、偉大なる浜田寿美男氏の供述分析がある。しかし本件弁護団は、捜査時の調書を頼りに「見えないもの」(すなわち取調べ時のコミュニケーション) を推測する、この方法の使用を許さなかった。代わって「見えるもの」(すなわち公判廷での供述) だけから、被告人の体験の存否を明らかにせよと言う。相当な時間と苦労の末、供述者の語りの形式から、体験の判別が可能であるとの結論を得た。このあたりの詳しい事情については、我々の共著「心理学者、裁判と出会う」(北大路書房) を参照してほしい。

ここで紹介する論文は、足利事件で得た、この判別方法の妥当性を確認する目的で行なわれた。ある環境と直接接触した直接体験と、直接体験を伝聞しただけの間接体験を、一人の被験者に所有させ、各々の体験が想起語りの形式的側面によって判別できるかを確認しようとした。擬似的な取調べ状況を設定し、実験目的を知らない「尋問者」による「取調べ」を行なった。個々の被験者について体験質の判別を目しているため、分析は被験者ごとに行なった。本論文は 4 人の被験者のなかの一人のデータに基づいている。この被験者 Y の二種の体験は、「語りの文体」「形容の多面性」「呼称の安定性」「行為の動機」といった、Y 単独の語りに基づいて判別可能であった。また、発問で期待される回答から逸脱することで、「尋問者」とのコミュニケーションがぎこちなくなる程度によっても、判別が可能であった。足利事件と同じく、体験質 (本実験では直接体験と伝聞) は想起の形式から判別可能であった。また、被験者単独の語りだけでなく、コミュニケーションの形式 (ぎこちなさ) からも、体験質の判別が可能であることが明らかとなった。そして、被験者 Y の体験質を区別する形式は、足利事件の被告人のそれと異なっていた。想起形式から体験質は判別可能であるが、どのような形式を取るかには個別性があるということである。

代替不能な裁判当事者たちに、すなわち人間の個別、具体に迫る心理学の確立が、本新学術領域の一つの使命だと考え、今後も研究を展開して行きたい。

総括支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定

● HP への情報提供のお願い

ホームページには皆様の活動を随時掲載しております。イベントの告知のみならず、終了後のレポートとしてもご活用お願いします。各班に自由に更新頂けるようマニュアルを配布いたしましたが、メンバーの皆様はご多用かと思います。支援室（事務局）でも皆様の研究班の更新作業も承りますので、遠慮無くお申し付けください。メールにて高橋（lahs@let.hokudai.ac.jp）まで掲載希望内容をお送り頂ければ、掲載いたします。

●サイトビジットへのご協力のお願い

当方では、皆様方の研究や活動への理解をより深めるため、サイトビジット（研究会など活動を取材）を企画中です。申し出させて頂く際には、ご理解・ご協力頂きますようよろしくお願いします。

●法と人間科学・公開シンポジウム参加と広報のお願い

本誌 P3 にもお知らせしておりますように、2013 年 1 月 12 日に、当領域の公開シンポジウムを開催いたしますので、メンバーのご参加ならびに関係者への広報をよろしくお願いいたします。

行事予定　'13 年 1 月～ '13 年 3 月

- 1/12　**「法と人間科学」公開シンポジウム**
  「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」
  ［東京商工会議所国際会議場］
- 3/ 2　※**「法と人間科学」合宿**［秋田］
- 3/ 3　**「法と人間科学」模擬裁判**［秋田］
- 3/15 ～ 17　**日本発達心理学会　第 24 回大会**［明治学院大学］
- 3/20　**「法と人間科学通信 vol. 3」**配信予定
- 3/ 末　**「法と人間科学・ニューズレター vol.3」**発行予定

※は領域メンバー限定のイベントとなります。

本号にご執筆頂いた守先生がエグゼクティブディレクターをされている **SARMAC** は下記の日程です。

- 6/26 ～ 29　The Society for Applied Research in Memory & Cognition (SARMAC) [Rotterdam, TheNetherlands]

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

2013年３月号

Vol. 3

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」・総括支援室

◆目　次

■ 総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス ---------- 1

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「この模擬裁判、新しい・・・」
札幌弁護士会　弁護士　岸田　洋輔

■ 研究アゴラ ---------- 3
論文紹介
「被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響」
東京大学大学院　唐沢　かおり

■総括支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定 ---------- 3

巻頭歳時記

今年は、全国的に記録的な寒い冬となりました。本州ではぼちぼち桜の便りも届きはじめましたが、今年はひときわ春の訪れをいとおしく感じられそうです。

３月２日は、全体会として、研究報告会と活動計画について討議する合宿を開催し、活発な意見交換と有機的な交流が実現できました。翌日３日には、井門先生が企画担当の「いじめ問題プロジェクト」が秋田で開催され、領域内外で９０名近い参加者が参集し、社会的な注目度の高さがうかがわれました。３月にはさらに３つのシンポジウムが開催されます。そのうちの１つである国際シンポジウムは、23 日の開催とこれからですので、是非とも会場へお運び下さい。詳しくは、当領域の HP をご覧下さい。

（総括支援室・高橋）

総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス

■ ニューズレター Vol. 3

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/newsletter/]

３月末に、当領域の活動を報告するニューズレターの Vol.3 を発行致します。尚、発送は４月の予定です。下記に目次をご紹介致しますので、ご用命がありましたら、総括支援室までお問い合わせください。また、当領域 HP からもダウンロードできますので、そちらもご活用ください。

●イベントレポート
「法と人間科学」のマイルストーンとなる２つのシンポジウム
・領域内シンポジウム
「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」
・公開シンポジウム
「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」

● 2012 年度企画レポート
「いじめ問題プロジェクト－いじめ・人権・教育・法－」を終えて

● 2012 年度第２回実務家研修レポート

●［連載］ヨーロッパ裁判視察記２～ローマ地方裁判所～

●札幌法と心理研究会レポート

●イベントカレンダー

■ ホームページ（お知らせ・イベント）

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

[告知]

●国際シンポジウム『人と社会を結ぶソーシャル・ファーム～罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦～』開催
３月 23 日（土）13：00 より龍谷大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/333/

●法と人間科学・2013 年度第１回実務家研修開催
４月 27 日（土）14：30 ～ 17：00、北海道大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/308/

[報告]

●国際シンポジウム『信頼される刑事司法とは？－市民と警察・裁判－』開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/332/

●公開シンポジウム『裁判員裁判と心理学－心理学的研究は何を語るのか？』開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/313/

● 2012 年度 企画「いじめ問題プロジェクト－いじめ・人権・教育・法－」開催
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/300/

＊各 URL は、ハイパーリンクになっています。URL をクリックすると、その URL サイトが開きます。

実務家と研究者のクロスセクション

2011 年度「法と人間科学」主催の模擬裁判に寄せて

「この模擬裁判、新しい・・」

札幌弁護士会　弁護士　岸田　洋輔

２０１２年２月２６日、札幌市資料館（旧札幌控訴院）の復元法廷にて、「法と人間科学」主催の模擬裁判が開催されました。

事件は、被告人が同棲中の交際相手の子（２歳）の腹部を蹴り、その子を死亡させてしまったというものでした。

検察官は、被告人が、被害者の腹部を多数回蹴って、被害者を死亡させたと主張します。　被告人は、自分が蹴ったことにより被害者を死亡させたこと自体は認めるものの、蹴ったのは１回だけであると主張し情状酌量を求めます。

事件当時、犯行現場では、被害者の姉（５歳）が犯行を目撃していました。

果たして、５歳の子の目撃証言は信用できるのでしょうか？

この模擬裁判には市民が裁判員として参加しました。

裁判では、目撃者である５歳の子の供述がＤＶＤで放映されます。

ここで一つの仕掛けがあります。５歳の子が「自分の言葉で話しているパターン」、そしてもう一つは、「質問に対して、「うん」「うん」とだけ答えるパターン」（※もう一つの仕掛けがありますがここでは割愛させていただきます）。

市民は、そのどちらかのパターンを見ることになります。５歳の子の答え方は、市民が供述の信用性を判断する際に、どのような影響を与えるのでしょうか？

私は、この模擬裁判のシナリオ造りにご協力させていただき、また、当日裁判長役として評議グループの一つに参加させていただきました。また、当日は札幌弁護士会の若手会員５名もご協力させていただきました。

弁護士会でも市民や高校生を交えた模擬裁判を実施することがあります。

ですので、正直申しまして模擬裁判自体にそれほどの目新しさを感じておりません。

ですが、今回の模擬裁判は全く別物でした。

同じ事件でありながら、市民はグループ毎に、全く別の裁判を見ているのです。

それぞれのグループがどのような判断をするのか、法律実務家としても大変興味を持ちました。

評議の中では、「自分の言葉で話しているパターン」を見たグループが、その供述を重く見る傾向があったようです。参加した弁護士一同は、市民の判断に、なるほどという思いを持つとともに、自分たちが、普段、証人尋問をする際に、証人から生の言葉を引き出すことができているだろうかという思いが頭をよぎりました。

「模擬裁判」というツールを使い、法律実務家と「法と人間科学」という研究がコラボする。

私としては、微力ながらも、法律実務家としての知識や考え方をお伝えする一方で、子どもの供述の信用性の捉え方やできるだけ正確な供述を引き出す方法などについて、研究会や企画のたびに勉強させていただいています。

弁護士を含めた法律実務家が、「言葉を扱う職業」として、また「人の心の奥底にまで入り込まざるをえない職業」として、「法と人間科学」から学ぶべきことは山のようにあると感じる今日この頃です。

2011 年度当領域企画の模擬裁判で、裁判官役として出演された岸田先生（2012 年 2 月 26 日）

研究アゴラ

論文紹介

「被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響」

白岩祐子・唐沢かおり（印刷中）．実験社会心理学研究，53

東京大学大学院　唐沢かおり

近年、被害者参加制度と裁判員制度が日本の刑事裁判に導入されましたが、被害者の発言は市民の判断にたいして、どのように影響するのでしょうか。市民は被害者の発言に同情して、被告人に厳しい刑罰を科すのでしょうか。それとも、裁判は「理性的であるべき」というような司法観に基づき、被害者の発言に同情することを不適切と考えることで、かえって、寛容な刑罰を選択してしまうのでしょうか。

この問題を考えるため、本論文では、被害者参加人の発言により自らが影響された程度に関する認知と量刑判断との関係を、実験的に検討しました。実験参加者には、裁判員として裁判に参加する場面を想定させ、殺人事件に関して被害者の遺族の発言を含んだ情報を提示しました。そのうえで、その発言により自らが「心を動かされた」と思う程度の評定や、量刑判断を行うよう求めました。

分析の結果、まずは、遺族の発言により自分自身が心を動かされたと回答した参加者ほど、より長い量刑年数を選ぶことが示されました。では、そもそも、「自分が心を動かされた程度の認知」はどのような変数で決まるのでしょうか。被害者参加制度に対する個人の態度に着目し、さらに分析を進めたところ、この制度に否定的であるほど、遺族の発言による自らへの影響は少なく認知されていました。また、この結果を踏まえて媒介分析を行ったところ、制度に否定的な人々は遺族の発言による自己影響を否定し、その結果として、より短い量刑年数を選択するという、連続的な過程も示されたのです。

以上の結果は、被害者参加人の発言が量刑判断にもたらす影響が、単純には決まらないことを示しています。発言により「心が動かされた」という自己認知を持つ裁判員は、より厳しい量刑を選択するのですが、一方で、この制度に否定的な態度を持っている人は、そのような自己認知を持ちにくいのです。おそらく、裁判において被害者の発言に心を動かされてはならない、と考えてしまうのでしょう。そして、このような自己制御的な動機は、結果的に、より寛容な量刑判断につながります。

本研究は、裁判員裁判場面での判断に関する、基礎的な認知過程を扱ったものですが、裁判員としての市民の判断が、さまざまな要因によって、右にも左にも動きうる可能性を示唆しています。このような判断の多様性とその背後にある心的過程に関する基礎的な知見を、裁判の現場でどのように生かしていけばよいのか…この問題を実務家の方々と共に検討していくことで、法と人間科学という融合領域を、より実りあるものにしていくことに貢献したいと考えています。

総括支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定

行事予定　'13年4～6月

- 4/ 4 ～ 7　American College of Forensic Psychology 29th Annual Symposium in Forensic Psychology [San Diego, U.S.A.]
- 4/ 27　「法と人間科学」第1回実務家研修
- 5/ 11 ～ 12　日本法社会学会 2013年度学術大会［青山学院大学］
- 5/ 29 ～6/1　American Society of Trial Consultants (ASTC) Annual Conference [Las Vegas,U.S.A.]
- 5/30 ～6/2　Law and Society Association Annual Meeting [Boston,U.S.A.]
- 6/ 1　日本被害者学会 第24回学術大会［早稲田大学］
- 6/ 18 ～ 21　International Association of Forensic Mental Health Services (IAFMHS) 13th Annual Conference [Maastricht,The Netherlands]
- 6/ 26 ～ 29　The Society for Applied Research in Memory & Cognition (SARMAC) [Rotterdam, TheNetherlands]
- 6/ 29 ～ 30　日本認知心理学会　第11回大会［つくば国際会議場］

●情報提供のお願い

本領域のHP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしております。つきまして、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、総括支援室（事務局）へメール（lahs@let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒060-0810 札幌市中央区北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括支援室
E-mail: lahs@let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 4

2013 年 6 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」・総括支援室

◆ 目　次

■ 総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス ---------- 1

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「法と心理学のはざまで」
立命館大学　浜田 寿美男

■ 研究アゴラ ---------- 3
著書紹介
**「不妊治療者の人生選択
―子どもをもつことをめぐるナラティヴ」**
立命館大学　安田 裕子

巻頭歳時記

北海道に遅まきながら訪れた春は、瞬く間に初夏へと移り変わります。そのめまぐるしさは日替わりで咲き誇る花々の種類の豊かさからも感じられ、構内にはそれを愛でる市民の姿も目立ちます。その光景に、アカデミックな世界と生活者の共存を感じたり、法と人間科学が生活者に具体的貢献ができる希みを新緑のきらめくの中に見ているような気がします。

中間評価を間近に控え、ますます当領域の活動もヒートアップします。6 月には、当領域共催のイベントが 2 件あります。8 日は、仲先生らが企画の日本心理学会シンポジウム「裁判員制度を巡る心理学的諸問題 - 何が課題か、どう対処するか -」の第 1 回、22 日は、櫻井先生の司会による JSCPR 特別公開講座「オウム集団・あの事件は何だったのか？ ―カルトメンバーと死刑―」が開催されますので、是非会場へお運び下さい。そして、8 月 6 日には安田先生企画の第 2 回目の実務家研修が京都で開催されます。（総括支援室・高橋）

総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス

■ 総括支援室からのお知らせ

● 7 月～ 9 月の学会情報

- ■ 7 月 1 ～ 2 日　International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) Masterclass 2013 [Maastricht, The Netherlands]
- ■ 7 月 3 ～ 5 日　International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) Conference 2013 [Maastricht, The Netherlands]
- ■ 7 月 31 日～ 8 月 4 日　American Psychology Association (APA) Annual Convention[Honolulu, U. S. A.]
- ■ 8月9 ～ 11日　Society for the Study of Social Problems (SSSP) 63rd Annual Meeting [New York, U. S. A.]
- ■ 8 月上旬　日本司法福祉学会 第 14 回全国大会
- ■ 9 月 19 ～ 21 日　日本心理学会 第 77 回大会 [札幌コンベンションセンター]
- ■ 9 月 28 ～ 29 日　日本犯罪心理学会 第 51 回大会 [大阪教育大学・柏原キャンパス]

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、総括支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

■ ホームページ（お知らせ・イベント）

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

[イベント告知]

● JSCPR 特別公開講座「オウム事件・あの事件は何だったのか？ - カルトメンバーの死刑 -」の開催
6 月 22 日（土）14：00 ～、日比谷コンベンションホールにて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/374/

● 2013 年度　第 2 回実務家研修「DV にさらされた子どもへの支援」の開催
8 月 6 日（火）10：00 より立命館大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/375/

[イベント報告]

● 2013 年度　第 1 回実務家研修「大学のカルト対策 ～被害者への具体的な援助と方策～」の開催
4 月 27 日（土）14：30 ～ 17：00、北海道大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/308/

● 2013 年度 日本心理学会公開シンポジウム「裁判員制度を巡る心理学的諸問題 - 何が課題か、どう対処するか -」第 1 回の開催
6 月 8 日（土）14：00 ～ 16：30、学習院大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/358/

※各 URL は、ハイパーリンクになっています。
URL をクリックすると、そのサイトが開きます。

実務家と研究者のクロスセクション

法と心理学のはざまで

立命館大学　浜田 寿美男

私が心理学の研究者として刑事裁判に関わりはじめたのは 1970 年代の後半、もう 30 年以上も前のことになる。最初は上告審段階に入っていた狭山事件（1963 年に埼玉県狭山市で起こった女子高生誘拐殺人事件）の自白問題、つづいて甲山事件第一審（1974 年に知的障害児入所施設で起こった園児溺死事件が殺人として疑われた事件）で目撃供述の問題だった。以来、刑事裁判の泥沼に浸かったまま、そこから抜けられないでいる。その間に甲山事件は 1999 年に無罪確定で決着したが（それでも事件から 25 年、裁判だけでも 21 年を要した）、1963 年発生の狭山事件の方は 1977 年に無期懲役が確定して、その後も再審請求が繰り返されている。ちなみに 2010 年には自白過程の一部が録音されていることが明らかになって、録音テープが開示され、今あらためてその鑑定作業にかかっている。第一審でこれが開示され、心理学的分析がなされていれば、はたして裁判所は有罪の判決を下すことができたかどうか。それにしても、思えば、その事件発生からすでに半世紀になる。

自白や目撃供述の信用性の問題は、これまで裁判官の専決事項だとされてきたため、そこに心理学の研究者が関与するなどほとんどありえないことだと考えられていた。しかし、被告人・請求人の無実を信じる弁護人からすれば、供述の信用性判断こそがネックになって行き詰ってしまったとき、なんとかそこを打開するために「心理学の協力を」と考えるのは自然のなりゆきである。狭山事件や甲山事件でも、当時はほとんど前例のないことだったとは言え、それが法と心理学のきわめて素朴な出会いとなったことは間違いない。

そしてこの世界に足を踏み入れて 30 余年、大小のさまざまな事件に鑑定人として関わってきた。また冤罪主張のある事件を中心に、心理学の研究者として刑事裁判に関わる人たちが次々と出てきている。2000 年には法と心理学会が立ち上げられたが、その会に加わった心理学研究者たちが弁護人から求められて供述鑑定を行った事例は、すでに 100 件近くになるのではないかと思う。私自身も相当数の鑑定書を書いてきたし、上記の狭山事件と甲山事件に加えて、野田事件（1979 年に発生した小学校一年生へのわいせつ殺人事件）や袴田事件（1966 年に発生した一家 4 人殺害放火事件）については、その鑑定書をそれぞれ単行本にまとめて公表してきた。

しかし、事はまだはじまったばかり。裁判所の判断において心理学鑑定が十分に考慮された例はまだきわめて少ない。私の鑑定もほとんど連戦連敗といった体で、幾度も悔しい思いを重ねてきた。じっさい判決で鑑定結果が受け容れられなくても、せめてその理由が明示されて納得できるのなら、自分たちの非力を嘆けばよいのだが、「そもそも供述の信用性判断に心理学鑑定はなじまない」といった口吻で門前払いにされてしまった段には、どうにも腹の虫がおさまらず、つい「表に出ろ」と啖呵を切りたくなる。もちろん冷静になってみれば、そんな啖呵を切って事が済むわけではない。裁判官の「心証」という見えない裏の論理に対して、とにもかくにも私たちは表の論理をしっかり展開できるだけの用意をしなければならない。そう思いなおしたとき、心理学の側にもまた、裁判の具体的な場面にちゃんと対応できるだけの理論を築きえていない現実がある。そのことを率直に認めざるをえない。悔しがっているばかりではいけない。問題はこれからである。

新学術領域研究「公開シンポジウム」にシンポジストとしてご参加されている様子（国際会議場にて 2013 年 1 月 12 日）

研究アゴラ

著書紹介

「不妊治療者の人生選択 ―子どもをもつことをめぐるナラティヴ」

立命館大学　安田 裕子

これまで、女性と子どもが人生において直面する危機とその回復に広く関心をもち、なかでも子どもに恵まれないという不妊の問題に焦点をあてて研究を行ってきました。それは、生殖にまつわる当事者の権利擁護といった、法と心理学の射程に入る課題でもあると考えます。また、人のライフを捉える方法論 TEM の開発を共同で行ってきました。 今回は、それらを扱った博士論文を改稿しまとめた著書のご紹介をさせていただきます。

不妊は、子どもという愛着対象の喪失、アイデンティティ形成への影響、対人関係での葛藤や困難など、種々の問題を生じさせ、個人・夫婦・家族にとって多岐にわたる心理的・発達的危機として経験されます。不妊は、「生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、性生活を行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない状態」と定義されます。不妊の夫婦が 7 組に 1 組であるとも言われる昨今、生殖補助医療の進歩は当事者夫婦への恩恵として語られます。実際に、欧米や日本などの生殖医療先端諸国では、55 人に 1 人の子どもが体外受精やその関連生殖補助医療技術で誕生しています。

こうしたなかで、子どもが授からなくて悩む女性は、期待をかけて不妊治療に通い始めます。不妊の原因が夫と妻のいずれにあっても、女性が治療の対象とならざるを得ないのですが、治療に通う過程で、治療をすることに拘束された精神状態になっていく女性も多くいます。子どもを望まなければ、あるいは子どもを望んでも治療をする選択をしなければ、不妊ということにはならないのですが、治療を始めた時点で不妊であることが確定することになります。そして、子どもをもつことを目指し、「不妊である私」から脱しようと治療にのめり込むほどに、不妊アイデンティティが膨れ上がり、一方、治療の失敗が度重なるなかで、子どもを生むことができないことによる自尊心の低下や孤立感や無力感などが強まり、そうしたさまざまな喪失感情に適切に対処できなくなっていきます。不妊治療は、心身への影響はもとより、仕事や生活への制約も避けられません。保険がきかない部分が多く、経済的負担も大きい治療です。また、夫婦関係に少なからず影響を及ぼしたりもします。

子どもが授かるまで治療を続けることは、すなわち、治療の失敗を繰り返すことを意味するわけですが、種々の負担がのしかかる過酷な状況にありながらも、当事者女性には治療を続ける以外の選択肢が見えなくなっていく、ということがあります。しかし、治療によって必ずしも受胎しない現実がある以上、どこかの時点で、「治療をやめる選択」をし、子どもをもたない、あるいは養子を迎える選択により、家族形成や生活・人生展望を転換していくことが決定的に重要になってきます。生殖補助医療が普及し、その適用に広がりをみせ、治療をしない選択肢が当事者に見えにくくなっているからこそ、本書では、「治療をやめる選択」に着目し、治療をしても妊娠・出産に至らなかった女性の、子どもをもつことをめぐる選択と経験に焦点をあてました。とりわけ、治療をやめる前後で、養子縁組で子どもを育てる選択肢を考えた女性の、子どもを「産み」「育てる」ことに関する意思決定、非血縁の家族関係を築く経験を、生涯発達の観点から捉えています。その際、「発達における喪失の意義」という考え方を取り入れ、さまざまな喪失を伴う不妊経験の意味に光をあてていきました。

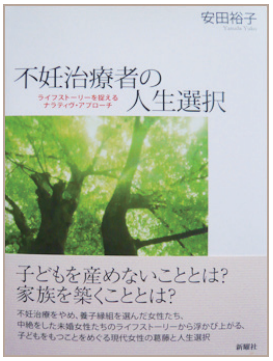

本書の方法論上の特徴は、経験の組織化、物語の語り方、多種の意味づけを重視するナラティヴ・アプローチに依拠している点であり、ライフストーリー・インタビューを行い、当事者女性の心理的プロセスに迫っていきます。また、人間発達や人生の径路の多様性と複線性を、歴史的・文化的・社会的文脈と、時間的プロセスのなかで捉える質的研究法、複線径路・等至性モデル（Trajectory Equifinality Model: TEM）を用いています（図 1）。TEM は、径路が分かれゆくポイント（分岐点）や収束・結節化するポイント（等至点）を捉えながら人生径路を描き出す、分析・思考の枠組みモデルです。後半では、これらの方法論をもとに、若年女性の中絶経験を取り上げてもいます。そして全体として、不妊治療をやめ、養子縁組をするという選択によって、女性と子どものライフが結び合わされる有り様と、そうした選択径路が社会的に明示化されることの意義を、不妊治療、養子縁組、中絶手術という受胎をめぐる選択肢との関連から述べ、生殖の選択と家族形成を社会的文脈のなかで位置づけ捉え返す方向性を照らし出しています。

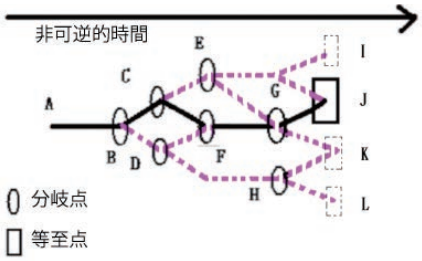

図 1　複線径路・等至性モデル（TEM）のイメージ図

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 5

2013 年 9 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」・総括支援室

◆ 目　次

■ 総括支援室からのお知らせ ---------- 1
東京法と心理研究会開催のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「裁判官と人間科学」
同志社大学　杉田 宗久

■ 研究アゴラ ---------- 3
論文紹介
「犯罪被害者の刑事裁判への参加と手続的公正の社会心理学―英米法圏での実証研究をふまえて」
千葉大学　佐伯 昌彦

巻頭歳時記

札幌は、8 月の終わり頃から、空は高く秋の空に変わりました。今年の夏は暑かったので、秋の紅葉は期待できそうです。

実務家研修は、これまで毎回申込者が定員を上回り、どの企画もニーズの高さが示されてきました。8 月に開催された実務家研修も立命館大学・朱雀キャンパスの会場が満席という盛会となりました。また、9 月には「第 1 回 目撃証言心理専門家養成セミナー」が北大キャンパスにて開催されます。セミナーにも多くのお申し込みを頂き、ありがとうございました。10 月には、当領域の中間評価の結果報告が有り、身の引き締まる思いです。11 月には、本誌でも取り上げます「東京法と心理研究会」が立ち上がります。当領域も後半戦に向けて、天高く馬肥ゆる秋となりそうです。（総括支援室・高橋）

総括支援室からのお知らせ

■ 東京法と心理研究会開催のお知らせ

●東京法と心理研究会へのお誘い

この度、東京圏において法と心理学分野の研鑽の場として、新しく地域を基盤とする研究会を立ち上げることになりました。ご承知のとおり、法と心理学会では地区（地域）を単位としたフォーラムとしては「札幌法と心理研究会」が活発に活動を続けておられますが、それに続いて、研究者の多い東京圏でも学会大会以外に集う場を作ろうという機運が高まって来たことを受け、2013 年 11 月にスタートすることとした次第です。

この研究会を通して、法学、心理学あるいはそれ以外の分野の研究者の方々が、東京圏で大学の壁を越えてインターカレッジな雰囲気の中で法と心理に関わる研究活動を展開する機会になれば幸いです。

詳細、次回以降の研究会の通知をご希望の方は右の問い合わせ先までご連絡ください。

■ 呼びかけ人
伊東 裕司（慶応義塾大学・心理学）
指宿 信（成城大学・法律学）

東京法と心理研究会　第 1 回　研究会

● 日時：2013年11月9日（土）
午後1：00 ～ 午後5：00

● 場所：日本教育会館
（東京都千代田区一ツ橋２－６－２）
アクセス：　http://www.jec.or.jp/koutuu/

・研究会立ち上げ総会
・基調講演：
石塚伸一（龍谷大学教授・法律学）
「心理学者のための刑法原論
～刑法理論と心理学の接点」
・個別報告：　募集中（若手研究者優先）

＊ 問い合わせ、個別報告申し込みは下記までタイトルと要旨（４００字程度）をご送付ください。
Office_Tokyo_Law-Psychology-owner ＊ yahoogroups.jp
※上記メールアドレスは＊を@に換えてご利用下さい。
＊ 個別報告申し込みは、2013 年 9 月末日までにお願いします。
＊ 参加費、参加申し込み不要

実務家と研究者のクロスセクション

裁判官と人間科学

同志社大学　杉田 宗久

立命館大学の浜田寿美男先生が、『法と人間科学通信』Vol.4 において、実際の刑事裁判で先生が担当された心理学鑑定が、「ほとんど連戦連敗といった体で」、しかもこれが判決で排斥された理由たるや「そもそも供述の信用性判断に心理学鑑定はなじまない」といった口吻であるため、どうにも腹の虫が治まらないと書いておられた。

元裁判官として申し訳なく思う次第である。ただ、裁判官が供述の信用性判断等に心理学上の知見を活用していないかというと、必ずしもそうではないように思われる。例えば、犯人識別供述の信用性判断に関しては、ロフタスほかの研究成果が大いに活用されている（筆者も、無罪判決中で、認知心理学上の知見を紹介して関連文献を引用したことがある〔大阪地判平 16・4・9 判タ 1153・296〕）。また、最近の裁判員裁判においても、社会心理学者らの提唱する付箋紙法と称する評議方法が実務の一部で活用されているところである。

では、なぜ浜田先生が立腹される事態に至ったのか。原因はいろいろ考えられるが、一般論として言えば、裁判官は、周辺諸科学に学ぶ姿勢は有しているものの、それが、鑑定等を通じ、単なる専門的経験則の提供を超えて、判決等の結論を直接的に左右するような言及の形で法廷に入ってくることを好まない傾向があるように思われるのである。その顕著な例が、最近の精神鑑定である。裁判所からの強い働きかけの結果、心神喪失・心神耗弱という結論はもとより、是非弁別能力・行動統御能力の有無・程度についても鑑定中で言及することは控えるという点で、裁判官と精神鑑定人との間でほぼ合意が形成されつつある。

近時、人間科学の観点から裁判員裁判に関する研究がさかんに行われており、裁判官の立場から見ても、非常に参考となるものが多い。私自身も、かつて裁判長として裁判員裁判を準備し担当していた当時、新たに手続二分論的運用（純然たる量刑証拠が犯罪事実の存否の判断に影響を及ぼすことを避けるため、罪責認定手続と量刑手続とを完全に切り離すというもの）を始めるに当たり、関連する心理学上の知見に大いに学び、これに励まされてこの運用を始めたという経験がある。当時と比べると、法と人間科学の研究は質・量とも顕著な進展が見られ、参照価値も飛躍的に大きなものになりつつある。ただ、その際注意しなければならないのは、前述のような周辺諸科学に対する裁判官のある種の警戒感である。近時の研究の中には、まだ十分に研究が熟していない（前提等が裁判員裁判の実際と異なる）段階で、拙速に裁判員裁判への現実的適用に言及するものも散見されるし、中には裁判員制度の当否自体（裁判官裁判がよいか裁判員裁判がよいか）にまで言及するものもある。しかし、これでは、裁判官に警戒感を生じさせるだけで、実務の運用にその成果を反映させようという意欲を阻喪させるだけではないかという懸念がある（そもそも、現在の情勢からして、裁判員制度の廃止はおよそ現実的でない）。人間科学の先生方が今後研究を進められるに当たって、ぜひお願いしたいのは、裁判員裁判のより良い運用を行うためにはどうすべきなのかという基本的観点から、ぜひ、結論を急ぐことなく、できる限り実際の裁判員裁判に近い条件を探りながら粘り強く研究を続けていただきたいということである。

もちろんそのためには、裁判所サイドの積極的協力が欠かせない。これをいかに取り付け、裁判官と人間科学との実り多いコラボに結び付けていくのか、これが現在の最も大きな課題であるように思われる。

研究アゴラ

論文紹介

「犯罪被害者の刑事裁判への参加と手続的公正の社会心理学 ―英米法圏での実証研究をふまえて―」

千葉大学　佐伯 昌彦

法と心理 (2011)，11: 73-82

筆者は、現在、犯罪被害者による刑事司法過程への関与がもたらす司法への影響や、その位置づけについて研究を行っている。とりわけ、被害者（ここでは，遺族なども含む）による刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響については、いくつかの論稿を公表してきた。具体的には、意見陳述制度（刑訴法 292 条の 2）や被害者参加制度（同法 316 条の 33 以下）が導入されたが、それらの制度が量刑判断に影響を与えているのか、与えているとして、それはどのような影響であるのかについて実証的な観点から研究を進めてきた。本論文は、法と心理 11 巻 1 号のサブ特集「法と心理学領域における公正概念の再検討」に寄せて書いたものであり、量刑判断への影響ではなく、被害者参加に関する上記の制度を利用した被害者が、それらの制度をどのように評価するのかという点を中心に扱ったものである。

本論文では、アメリカやイギリス、オーストラリア、カナダといった英米法圏における先行研究のレビューを中心に行った。それによれば、Victim Impact Statement（VIS、正式な名称は国によって異なり得る）という被害情況等についての陳述を行った被害者は，VIS をおおむね肯定的に評価しているようである。この点は、日本における意見陳述制度に関する調査研究においても同様の結果が示されている。しかしながら、それらを利用していない被害者と比較して、利用した被害者の刑事司法に対する満足度が相対的に高まっているということまでは示されていない。手続的公正の観点からは、VIS を利用した被害者の方が、利用しなかった被害者よりも裁判手続等への満足度が高くなると予想することもできるかもしれないが、手続的公正の理論は関与の機会の有無という制度的要因よりも、手続内部での対人関係的要素を重視する方向で展開しており、端的に VIS という関与の機会を与えるだけでは被害者の刑事司法への満足度が高まるわけではないという知見は首肯しうるものであろう。

それでは、これらの先行研究の知見から、裁判実務に対してどのような提言ができるであろうか。例えば、先行研究では、VIS を利用することで量刑判断に影響を与えられると期待したが、そのような期待が裏切られたと被害者が感じた場合に、量刑判断への満足度が下がることが指摘されているが、実務においては、被害者が形成するであろう期待に注意を払った参加制度の説明が求められるのではなかろうか。しかし、具体的にどのような説明方法が適切かは難しい問題であり、今後も検討を深めたい。また、日本においては VIS よりも積極的に被害者が刑事裁判に関与することを認める被害者参加制度がある。このため、英米法圏だけでなくポーランドの研究も参照したが、それによれば、私人訴追や付帯私訴等を利用した被害者の刑事司法等への満足度は、それらを利用していない被害者よりも高くなっていた。この知見を、日本の被害者参加制度の意義を考察するうえでどのように活かすべきかについては、さらに検討を要するところである。まだまだ課題は多く残されているが、実践的な提言に結びつくように、研究を進めていきたい。

総括支援室からのお知らせ

●情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしております。つきまして、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、総括支援室（事務局）へメール（lahs@let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括支援室
E-mail: lahs@let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912

行事予定　'13 年 10 月～ '13 年 12 月

- 10/ 5 ～ 6　**日本犯罪社会学会 第40回大会**［北海学園大学］
- 10/12 ～ 13　**法と心理学会第14回大会**［九州大学・箱崎キャンパス］
- 10/12　**「法と人間科学」総括班会議**
- 11/ 9　**第1回 東京法と心理研究会**［日本教育会館］
- 11/ 9　**日本心理学会公開シンポジウム**［同志社大学］
- 12/ 7　**法と精神医療学会 第29回大会**［立命館大学・朱雀キャンパス］
- 12/20　**「法と人間科学通信 vol. 6」**配信予定